

## 【補正事項】

### ○ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 1, 528億円 【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の1月8日から2月7日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂き、かつ感染防止のガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小事業者の店舗を対象とした「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(支給額)

1月8日(金)から2月7日(日)まで 186万円(店舗単位)

(なお、1月12日(火)から2月7日(日)までの場合 162万円(店舗単位))